

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	平成29年5月9日 05時05分ごろ
発生場所	北海道 <small>はまなか</small> 浜中町 <small>ちりつが</small> 散布漁港（渡 <small>わたり</small> 散布地区）北東方の岩場 展望台四等三角点から真方位219° 1,000m付近 （概位 北緯43° 02.3′ 東経145° 03.7′）
事故の概要	漁船 <small>やしお</small> 八潮丸は、操業中、岩場に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月5日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 八潮丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-112064（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長及び甲板員）
損傷	船首部が圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、‘散布漁港（渡散布地区）北東方沖の漁場’（以下「本件漁場」という。）で、船首を北西方に向け、機関を中立として拾いこんぶ漁を行っていた。</p> <p>本船は、船体中央やや後方に設置された操縦台付近で作業していた船長が誤って操縦レバー（クラッチと速力調節の機能が一体となったシングルレバー型操作レバー）に触れ、同レバーが全速力前進の位置に動いて急発進し、約15m前方の岩場（以下「本件岩場」という。）に衝突した。</p> <p>本船は、船首部が圧壊し、船長が頭部に擦過傷を、甲板員が胸部に打撲を負った。</p>
分析	本船は、本件漁場で操業中、船長が誤って操縦レバーに触れた際、急発進したことから、本件岩場に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件漁場で操業中、船長が誤って操縦レバーに触れた際、急発進したため、本件岩場に衝突したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、操縦レバーにFRP製の囲いを設置し、同レバーに誤って触れることがないようにした。